

## あらかじめ部会長の指名する委員について（案）

札幌市子ども・子育て会議条例第9条第5項の規定に基づき、認可・確認部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、山田 晓子委員がその職務を代理することとする。

### <根拠規定>

○札幌市子ども・子育て会議条例（平成25年6月12日条例第21号）（抄）  
(会議)

**第7条** 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

**第8条** 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に關係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

（部会）

**第9条** 子ども・子育て会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会を代表し、部会の事務を統括する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって子ども・子育て会議の決議とすることができます。
- 7 前2条の規定は、部会について準用する。